

「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」の改定について

1. 趣旨

「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」は、平成13年3月に策定し、平成25年には、生活習慣病予防の推進と、健康を支え守るための社会環境の改善を進めるため、改定を行い、県民の豊かな生活と健康寿命の延伸を目指して、これまで取組を進めてきたところである。

次期計画は、引き続き、健康増進および生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組む「健康なひとづくり」と健康を支援する住民活動の推進と社会環境の整備に取り組む「健康なまちづくり」の2つの柱に基づき、関係部局との連携のもと、総合的な対策を推進する。

2. 計画の位置づけ

健康増進法第8条第1項の規定に基づく都道府県健康増進計画

3. 計画期間

平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)の6年間とする。

4. スケジュール

平成29年 7月	健康いきいき21地域・職域連携推進会議 (現計画の評価および次期計画について意見聴取)
8月～10月	健康いきいき21策定検討部会(3回)
10月	厚生・産業常任委員会に報告(骨子案)
12月	厚生・産業常任委員会に報告(素案)
12月～平成30年1月	県民政策コメント・各市町への意見照会
平成30年 2月	健康いきいき21地域・職域連携推進会議 (計画推進に向けた意見聴取)
3月	厚生・産業常任委員会に報告(案)
〃	計画策定

「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」の骨子案

第1章 次期計画の策定について

1. 趣旨

平成13年3月に策定した「健康いきいき21ー健康しが推進プランー」は、平成25年に、生活習慣病予防の推進と、健康を支えるための社会環境の改善を進めるため、改定を行い、県民の豊かな生活と健康寿命の延伸を目指して、これまで取組を進めてきたところである。

次期計画は、引き続き、健康増進および生活習慣病の発症予防と重症化予防に取り組む「健康なひとづくり」と健康を支援する住民活動の推進と社会環境の整備に取り組む「健康なまちづくり」の2つの柱に基づき、関係部局との連携のもと、総合的な対策を推進する。

2. 計画の位置づけ

健康増進法第8条第1項の規定に基づく都道府県健康増進計画

3. 計画期間

平成30年度(2018年度)から平成35年度(2023年度)の6年間とする。

第2章 現状と課題

○平均寿命 延伸

	H22	H27
男	80.58	81.87
女	86.69	87.34

○健康寿命 延伸

主観的指標		H22	H25
日常生活に制限のない期間の平均 (国民生活基礎調査)	男	70.67	70.95
	女	72.37	73.75
客観的指標		H22	H27
日常生活動作が自立している期間の平均 (介護保険要介護度)	男	79.08	80.25
	女	83.50	83.91

栄養・食生活

- ・肥満割合の増加(20-60歳代男性)
- ・バランスのとれた食事に気を付けている人の割合の減少

身体活動・運動

- ・運動を習慣的にしている子どもの割合の減少
- ・徒歩10分のところへ徒歩で行く人の割合の低下
(65歳以上男女)

休養・こころの健康

- ・労働時間縮減を実施している事業所の割合の減少

喫煙

- ・未成年、妊婦の喫煙割合
男子2.0% 女子0.3% 妊婦2.3%

飲酒

- ・未成年、妊婦の飲酒割合
男子7.0% 女子5.1% 妊婦1.6%

歯・口腔の健康

50歳代の歯科健診受診率の低率、8020の更なる推進

がん

- ・がん検診の受診率の更なる向上

循環器疾患

- ・虚血性心疾患死亡率の増加(男性)
- ・高血圧の改善

糖尿病・循環器疾患

- ・メタボ・予備群の割合の増加
- ・糖尿病有病者の増加、糖尿病腎症による新規透析患者数の増加

COPD

- ・認知度の更なる向上
- ・喫煙対策の推進

- ・健康づくりに取り組む住民団体数
1214件

- ・健康づくり活動を行う企業店舗数
1289件

【改定のポイント】

健康格差対策の取組 企業における健康づくり対策の推進
データを活用した予防的取組 多様な機関との連携による取組
庁内部局連携による推進

第3章 計画の基本的な方向

1. 目指す姿

県民一人ひとりが輝ける健やかな滋賀の実現
～いつまでもその人らしく活躍し、ともに支え合う社会～

2. 基本的な方向

健康寿命の延伸を目指し、健康なひとづくりと健康なまちづくりの2本柱で取り組みを推進する。

第4章 施策の展開と目標

(1)健康寿命の延伸・健康格差の縮小

平均寿命と健康寿命の差の縮小

(2)健康なひとづくり

- ・青壮年期の肥満対策
- ・減塩、バランスのとれた食事に関する取組
- ・身体活動、運動習慣の定着化
- ・たばこ対策の推進
- ・がん検診受診率の向上
- ・未成年の飲酒をなくす
- ・妊婦の飲酒割合の減少
- ・生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少
- ・8020の推進、歯周疾患対策の推進、口腔機能向上
- ・勤労世代のメンタルヘルス対策
- ・特定健診・特定保健指導実施率の向上
- ・糖尿病重症化・合併症予防のための取組推進
- ・虚血性心疾患死亡率の減少
- ・COPD認知度の向上

(3)健康なまちづくり

- ・運動しやすいまちづくりや就労環境の整備
- ・住民組織の育成および活動の推進
- ・企業における健康づくり対策の推進
- ・多機関の連携による取組の推進

(4)(仮)みんなでつくる健康しが

- ・参加型「健康しが」推進プラットフォームの設置
市町、団体、企業、大学等の取組やアイデア等のマッチングによる事業の展開

第5章 計画の推進体制の整備

- ・データを活用した予防的取組
- ・庁内部局横断的連携による取組
- ・多様な分野の連携による推進
- ・(仮)みんなでつくる「健康しが」の推進(市町、団体、企業、大学等との連携事業の展開)